

# 滋賀県立彦根東高等学校 金 亀 会 会 則

平成10年5月31日改正

- 第1条 本会は金亀会と称し、事務局を滋賀県立彦根東高等学校内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の交誼を厚くし、会員と母校との関係を親密にすることを目的とする。
- 第3条 本会の会員は次の通りとする。
1. 正会員（イ）県立彦根中学校・旧彦根東高等学校・彦根高等学校・彦根東高等学校の卒業生  
（ロ）母校に在学した者で理事会の承認を得た者。
  2. 特別会員 母校教職員
  3. 名誉会員 本会に特別の関係があり、会長が推薦した者。
  4. 客 員 母校旧職員
- 第4条 本会に次の役職員を置き、任期は2年とする。但し、重任しても差し支えない。  
（補欠で役員になった者の任期は前任者の残任期間とする。）  
会長1名、副会長5名以内、常任理事20名以内、理事若干名、幹事若干名、会計3名、会計監査2名
- 第5条 本会の役職員は次の方法で決める。
1. 会長及び副会長、並びに会計監査は、総会に於て会員中より選出する。
  2. 常任理事は、理事の中より、総会の承認を経て、会長が委嘱する。
  3. 理事、幹事の選出は、各卒業年次の推薦を受け、常任理事会の承認を経て、会長が委嘱する。  
教頭、同窓会係及び母校勤務の同窓職員を理事に委嘱する。
- [注]・理事 彦中～旧東高……………各1名  
彦高1回～東高25回……………各2名  
・幹事 彦中40回～彦中55回……………各1名  
彦中56回～東高28回……………各2名と  
定時制1名  
東高29回～……………クラス数と定時制1名
4. 会計は総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 第6条 本会の役職員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を努める。
  3. 常任理事は、常任理事会を組織し、会長の諮問に関する事項、予算、決算、年度の会務、その他本会の重要事項について立案審議する。
  4. 理事は理事会を組織し、臨機の要務について議決する。但し、会長は必要に応じ、常任理事会を以て理事会に代えることが出来る。
5. 幹事は幹事会を組織し、会長の諮問に関する諸事項、その他本会の重要事項について評議する。
  6. 会計は、会計事務を担当する。
- 第7条 本会に顧問を置く。顧問は本会に功労のあった者で、総会の決議を経た者、及び母校校長とし、会長が委嘱する。  
顧問は会長の諮問に応じる。
- 第8条 総会は、毎年5月に開く。但し、会長が必要と認めたときは随時開催することができる。  
総会には、本会の事業及び会計の報告並びに本会運営の重要事項を付議する。
- 第9条 1. 本会は必要に応じ会誌または記念品をつくり会員に配布する。  
2. 金亀会報を年1回発行し、会員に配布する。
- 第10条 本会の経費は、会費・寄付金及び資産から生じる収入で支弁する。
- 第11条 正会員の会費は、次のとおりとする。
1. 入会の際3,000円を納付する。ただし在校時3ヶ年の分割納付とする。
  2. 終身会費10,000円、または、年会費1,000円とする。
- 第12条 本会は基金を設置し、その元本は理事会の議決を経なければ使用することはできない。
- 第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会に支部を設置することができる。
1. 支部を設定しようとするときは、会長に次の事項を届け出て、常任理事会で承認を得なければならない。
    - (1) 支部の名称
    - (2) 支部の所在地
    - (3) 支部の規則
    - (4) 支部の役員名
  2. 支部の運営は支部の規則によって行なう。
  3. 支部長（または代理者）は、常任理事会に出席することができる。
- 第15条 本会の体面を汚すような行為を行った会員は、総会の決議により除名することができる。
- 第16条 本会会則の改正は、総会において行い、出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 附則
- |              |
|--------------|
| 昭和63年5月22日改正 |
| 平成4年5月24日改正  |
| 平成10年5月31日改正 |